

論文式試験問題集
[法律実務基礎科目 (民事)]

[民事]

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

[設問 1]

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「私は、草刈機等を販売する商店を営んでいます。

私は、平成29年の12月3日、店の常連で不動産仲介業をしているAから、広大な荒れ地を買い取って整備して売りに出すために、高性能な草刈機を探していると相談を受けたので、ちょうど新しく売り出し中だったS社製の業務用草刈機を紹介しました。Aはこの草刈機がとても気に入ったようで、1台35万円の草刈機を3台欲しいとのことでした。

Aは、2週間もあれば現金で支払うと言いましたが、うちで扱っている草刈機の中でもS社製のものは単価が高かったため、私が念のために保証人を立てるように求めたところ、Aは、自身の妻の実父であるYを保証人にすると答えました。私は数度お会いしたことがありますが、Yは不動産管理会社の代表取締役で、取締役であり妻であるBに会社の実務を全て任せており、自身は営業と称して悠々自適にゴルフ三昧の人です。

私は、同日にAに保証契約書を預け、同月4日、Bが、Yの署名押印がされた保証契約書(別紙)と印鑑登録証明書(別紙)を私の店に持参しました(保証契約書におけるYの印影と印鑑登録されたYの実印の印影は同一の印章によるものであることを本問の前提とする)。そこで、私もこの保証契約書に実印で署名押印し、Bに私の印鑑登録証明書を交付したのです。

私は、保証人も確保できたことから、Aに対し、同日、業務用草刈機3台を割引きして代金100万円で販売して引き渡しました。

ところが、Aは、商品の引渡を受けた後、代金の支払いをしないどころか、全く連絡が取れなくなっていました。Yに連絡して支払いを求めようかと悩んでいたところ、今年の1月26日、弁護士Rから、Aから債務整理の依頼を受け、そのための準備を始めたという内容の通知が来たのです。Rの事務所に電話で問い合わせたところ、Aは自己破産を予定しており、草刈機3台はAの手元にはないということでした。

そこで、私は、Aに対する何らかの請求は諦めて、保証人であるYに対し、Aが未払いの売買代金と遅延損害金の支払いを求めようと考えています。」

弁護士Pは、【Xの相談内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、Yに対し、売買代金相当額の支払を求める訴訟(以下「本件訴訟」という。)を提起することを検討することとした。以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが本件訴訟において選択すると考えられる訴訟物及びその個数を記載しなさい。
- (2) 弁護士Pは、本件訴訟の訴状(以下「本件訴状」という。)において、Yに対する請求の趣旨(民事訴訟法第133条第2項第2号)及び請求を理由づける事実(民事訴訟規則第53条第1項)として、次の各事実を主張した。

[請求の趣旨]

Yは、Xに対し、100万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

※付随的申立てについては省略

[請求の原因]

I 本人との契約締結

ア Xは、Aに対し、平成29年12月4日、別紙商品目録（省略）記載の草刈機を代金100万円で売り、引き渡した。

イ Yは、[①]

ウ Yの [②]

エ Aは、アのとおり、不動産仲介業者であった。

II 代理人との契約締結

ア Iアのとおり。

イ (ア) Bは、[①]

(イ) Bの [②]

(ウ) [③]

(エ) [④]

ウ Iエのとおり。

上記①から④までに入る具体的事実を、それぞれ答えなさい。

- (3) 弁護士Pが、本件訴状の請求を理由づける事実として、[請求の原因]のうち下線部のように記載したのはなぜか。その理由を、関連する条文を適示しつつ答えなさい。

〔設問2〕

弁護士Qは、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「私の娘婿であるAが不動産仲介業をやっていることはそのとおりですが、それ以外の事実はよく分かりません。Xが主張しているような草刈機の代金について保証人になった覚えはありませんし、保証契約書に署名押印したこともありません。私は、平成29年11月25日から同年12月10日までの間、海外旅行に行っていたんですから。ちなみに、私の実印と印鑑登録カード（市役所の窓口を持参することで印鑑登録証明書の発行を受けることができるもの）の管理は、妻であるBに任せていました。

ところで、私が、同月4日までに、Bに対して保証契約を締結する代理権を授与したことはありません。万が一、Bが私の代理人として保証契約を締結したとしても、それは、Bが、Aから言葉巧みに騙されたのに違いありません。

実は、Aは以前もBを騙して、勝手に私の名前を使って契約をしたことがあるんです。そのときは確か、自分が所有する不動産に抵当権を設定したから私には迷惑をかけないなどと言って、Bから私の実印を借りて、私の取引先から私の名義で200万円ほど借金をしたのです。あとで私の知るところとなり、私がAをきつく叱りましたが、Aは娘婿でもありますし、彼の事業のために必要なお金でしたから、それ以上何も言いませんでした。Bも娘婿としてのAを頼りにしているので、私も家族の前では表立ってAを非難できなかったのです。

今回も、AはBを同じ手口で騙して、私の実印と印鑑登録証明書を使用させて契約書に署名押印させたに違いありません。BはXに対しても、Aの不動産に抵当権が設定されているかどうか、念を押したと思いますよ。Aの虚偽の説明を信じたBには落ち度はありませんので、私は、この保証契約を取消したいと思います。

それにしても、今度という今度はAのことが許せません。Bは責任感が強い性格なので、精神的に追い詰められて寝込んでしまい、この件に関する話題が出ると取り乱して会話が成り立たない状態です。Rから受任通知が届きましたが、あのしぶといYが本当に破産手続をする気があるのか怪しいものです。本件訴訟の対応が最優先ではありますが、Aに対して何らかの責任追及ができないかも検討してほしいです。」

上記【Yの相談内容】を前提に、弁護士Qは、請求の原因に対する認否とともに、抗弁事実として代理人Bに対する第三者Aの詐欺による意思表示の取消しを主張する内容の答弁書（以下「本件答弁書」という。）を作成し、第1回口頭弁論期日において提出した。

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

- (1) 下線部の事実は、本件保証契約書の成立の真正についてどのような意味を持つか。関連する民事訴訟法及び民事訴訟規則の条文を適示しながら説明しなさい。
- (2) 第1回口頭弁論期日において、裁判所がQに対して釈明を求めるべき事項があるか。求釈明事項があれば、簡潔に記載せよ。

〔設問3〕

本件訴訟の第2回口頭弁論期日において、Pは、新たにBによる表見代理に基づく保証契約の成立を追加主張する原告第1準備書面を、Qはそれを否認ないし争う内容の被告準備書面1をそれぞれ提出し、陳述した。キーパーソンであるBの証人尋問が実施できない（Bの体調が証言に堪えることができない状態であることに関しては原被告間で争いが無い。）ことから、第3回口頭弁論期日においてXとYの本人尋問のみが実施された。

Xは、下記【Xの供述内容】のとおり、Yは、下記【Yの供述内容】のとおり、それぞれ供述した。

【Xの供述内容】

「私は、常連であるAをある程度は信用していました。もっとも、今回の商談については、草刈機の中でも特に性能が良くて耐久性があるS社製のものでしたから、うちとしても仕入れ段階でかなり負担がありますので、失礼かとは思いましたが、念を入れて保証人をつけることをお願いしたのです。そこで、Aの親族の中で、資力面で一番信用できるYを保証人にしようという話がAから出たのです。

Yは、平成29年12月3日から同月4日にかけて、Aから保証人になることを依頼されて、承諾したものです。4日には、Yの妻であるBが、Yの署名押印がされた保証契約書とYの印鑑登録証明書を持ってきてくれたので、契約書の印影と印鑑登録証明書の印影を目視で確認したうえで、私も保証契約書に署名押印して、Bに私の印鑑登録証明書を渡したのです。仮に、Yが自ら契約したのではなくても、BはYの実印や印鑑登録証明書を持参したのですから、Yの授權に基づいてYの代理人として契約したことは間違いありません。

なお、AがBに対してどのような言葉を用いて保証を依頼したのかは分かりませんが、私は、Aさんが抵当権を設定しているからYが保証をする、というような話を聞いた覚えはありません。4日に保証契約書を持ってきたBから言われたのは、『Aは土地や建物を担保に入れてお金や物を集めて、たくさん儲けることで一気に返すというやり方なのよね。ちょっと危なっかしいけど、私たちにとっては頼れる婿さんなので、これからもごひいきに。』という言葉だけです。

これらの事情から、私は、保証契約についてYが同意していることは当然の前提だと感じていましたので、わざわざYに確認を取ろうとはしませんでした。」

【Yの供述内容】

「保証契約書に書いてある『Y』という署名は私のものではありません。筆跡鑑定をしてほしいです。

私は不動産管理会社の役員ですが、会社の事業の内容はもっぱらアパート・マンション経営です。この会社の役員は私とBだけで、従業員はいません。また、家賃の集金、賃貸借契約の締結、更新、解除、明渡しについて、全般的にBに任せていたのは事実です。印鑑登録カードと実印もBに預けていました。しかし、会社の事業と関係のない、本件のような草刈機の購入に関する契約についてまで、Bに代理権を与えているわけではありません。

また、万が一、Bが私の代理人として保証契約を締結したとしても、それは、Bが、Aから『この草刈機の代金については、僕の家には抵当権が設定されてるから迷惑はかけません。新しい事業のためですし、妻も楽しみにしているんです。』という感じで頼まれたからに違いありません。なぜこのように具体的に想像できるかといえば、準備書面で主張しているように、Aは3年程前に、Bに対して同じような話をして私の実印を借り受け、勝手に私の名前で借金をしたことがあるからです。

また、仮にも、代表取締役である私の実印を使うのですから、BはXに『娘婿（A）が建物に抵当権を設定しているということなので、夫の名義で保証します。』などと伝えているはずですが、そうすれば、Xだって、何かおかしいと感じるはずですが。

さらに、私が海外旅行に行っている間にこのような契約が成立しているのも解せません。Aとしてはそのタイミングを狙ったのでしょうか、100万円もの取引に関して、XはBが持ってきた保証契約書の印影を確認するだけでよかったのでしょうか。」

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

弁護士Pは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Pは、前記【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】と同内容のX及びYの本人尋問における供述並びに前記の提出された書証に基づき、Bによる表見代理の成否について主張を展開したいと考えている。

弁護士Pにおいて準備書面に記載すべき内容を、民法110条に基づく表見代理が成立するための法律要件のうち①いわゆる基本代理権の有無と②「正当な理由」の有無に絞って、提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて、答案用紙1頁程度の分量で記載しなさい。

〔設問4〕

弁護士Rは、Aの債務整理手続を進めるにあたり、Yとの間でも連絡を取る必要があったため、Yに連絡をした。Yは、保証契約の件でAに対して怒りを募らせていたため、Rに対して10分間にわたり苦情を述べたが、Rの説明が分かりやすく明快であったことなどから、AはRのことを信用し、期日が迫っている本件訴訟の代理人となってほしい旨を依頼した。

しかし、Rは、弁護士倫理の問題から、Yの依頼を断り、知人である弁護士Qを紹介した。

RがYから受任することについて弁護士倫理上の問題があると考えた理由を、〔設問2〕における【Yの相談内容】も参考にしつつ、司法試験予備試験用法文中の弁護士職務基本規程を適宜参照して答えなさい。

別紙

保証契約書

XとYは、XがAに対して有する下記債務について、YがAと連帯して保証することで合意した。

記

平成29年12月4日付売買契約に基づく売買代金債務
金壹百万円

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 住所 (略)
氏名 X 

乙 住所 (略)
氏名 Y 

※斜字の文字は手書きである。

印鑑登録証明書

	印影				
	氏名	Y			
	住所	東京都N区×××1丁目△△			
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	男	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

平成29年12月3日

東京都N区長 